

# 評議員会 会議資料

(令和6年度第3回)

令和7年3月28日(金)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

## 令和6年度 第3回 神栖市社会福祉協議会評議員会 次第

日 時：令和7年3月28日(金)

午前10時00分から

場 所：神栖市保健・福祉会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

報告第1号 第6次地域福祉活動計画について

議案第1号 定款の一部変更(案)について

議案第2号 役員選任規程の一部改正(案)について

報告第2号 評議員選任規程の一部変更について

議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支補正予算(案)について

議案第4号 令和7年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について【保留】

議案第5号 令和7年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について【保留】

議案第6号 令和7年度 公益事業区分 収支予算(案)について【保留】

議案第7号 補欠役員(理事)の選任(案)について

6. 閉 会

## 報告第1号 第6次地域福祉活動計画について

### <提案理由>

社会福祉協議会の活動・行動計画である現計画「神栖市社協第6次地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）」の後継計画策定にあたり、令和6年6月4日より、本会理事・監事による第6次神栖市社協地域福祉活動計画策定委員会を発足し、協議を進めてまいりました。このほど、別添「第6次地域福祉活動計画（案）」としてまとめましたので、計画書の内容について報告いたします。

なお、計画書につきましては、最終案の内容について報告終了後に印刷発注する計画としております。評議員の皆様には6月の定時評議委員会時にお届けする予定です。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会長 石田 進

## 議案第1号 定款の一部変更（案）について

### <提案理由>

本会の役員等の定数については、平成29年4月以降、変更せずに運営を継続してまいりましたが、当時から比べ本会の事業規模は縮小しており、また、予算や人口規模に対する理事、評議員の定数を、茨城県内各市町村社協と比べると多い状況となっています。（別紙）

このことから、本会の理事及び評議員の定数について、現在及び将来の事業範囲、財政規模に合わせた、適正な人数に再編するため、本会定款第6条（評議員の定数）及び第18条（役員の数）の一部変更を行うものです。

定款変更内容（案）は次項に記載のとおりです。なお定款の変更は定款第46条の規定にもとづき評議員会の決議事項となりますので、本案について、審議の上、決議願います。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和7年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

定款変更案（※赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）
<p>（評議員の定数） 第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。</p> <p>（役員の数） 第18条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 15名以上18名以内 （2）監事 2名</p>	<p>（評議員の定数） 第6条 この法人に評議員16名以上33名以内を置く。</p> <p>（役員の数） 第18条 この法人には、次の役員を置く。 （1）理事 9名以上15名以内 （2）監事 2名</p> <p>附則（令和7年3月 一部改訂 改訂第145号） 1 この定款は、定款変更認可日をもって施行し、令和7年度定時評議員会終結時より適用する。</p>

議案第2号 役員選任規程の一部改正（案）について

<提案理由>

定款第18条（役員の定数）の変更にあわせ、本会理事の具体的選出区分について、現在の事業範囲、財政規模に合わせ、少人数による構成で執行部としての意思決定を迅速に行える体制とできるよう、役員の構成を再編するために、第2条関係別表の改正を行うものです。

併せて、改正規程にもとづく令和7年6月の任期満了に伴う改選後の役員候補者選任案を作成いたしました。

改正案及び候補者選任案は次項に記載のとおりです。審議の上、決議願います。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和7年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

役員選任規程改正案（※取消線・削除、赤字・追加または修正）

改正前の条文	改正後の条文（案）																
<p>別表（役員選任規程第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="172 383 770 1527"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 383 770 427">選出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 436 770 705"> <p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 714 770 817"> <p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 826 770 884"> <p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 893 770 1294"> <p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1303 770 1361"> <p>5. 議会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1370 770 1429"> <p>6. 行政関係者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1438 770 1527"> <p>合計（15～18名）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	選出区分	<p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p>	<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>	<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>	<p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>	<p>5. 議会</p>	<p>6. 行政関係者</p>	<p>合計（15～18名）</p>	<p>別表（役員選任規程第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="820 383 1418 1527"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 383 1418 427">選出区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="820 436 1418 705"> <p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 <del>(内訳)</del> 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 714 1418 817"> <p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 826 1418 884"> <p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 893 1418 1294"> <p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1303 1418 1361"> <p>5. 議会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1370 1418 1429"> <p>6. 行政関係者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1438 1418 1527"> <p>合計（9～15名）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>附則</p> <p>4 この規程は、令和7年度定時評議員会終結時から施行する。（改訂第146号）</p>	選出区分	<p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 <del>(内訳)</del> 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p>	<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>	<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>	<p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>	<p>5. 議会</p>	<p>6. 行政関係者</p>	<p>合計（9～15名）</p>
選出区分																	
<p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p>																	
<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>																	
<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>																	
<p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>																	
<p>5. 議会</p>																	
<p>6. 行政関係者</p>																	
<p>合計（15～18名）</p>																	
選出区分																	
<p>1. 社会福祉事業を営む団体の役員 <del>(内訳)</del> 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等</p>																	
<p>2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者</p>																	
<p>3. 社会福祉事業について学識経験を有する者</p>																	
<p>4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等</p>																	
<p>5. 議会</p>																	
<p>6. 行政関係者</p>																	
<p>合計（9～15名）</p>																	

## 報告第2号 評議員選任規程の一部改正について

### <提案理由>

定款第6条（評議員の定数）の変更にあわせ、本会評議員の具体的選出区分について、現在の事業範囲、財政規模に合わせ、定数を少なくする一方で関連団体の枠を増やし、議決機関としての機能を維持できるよう、第2条関係別表の改正を行うものです。

併せて、改正規程にもとづく令和7年6月の任期満了に伴う改選後の評議員候補者選任案を作成いたしました。

改正内容及び候補者選任案は次項に記載のとおりです。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進



評議員選任規程改正（赤字・追加または修正）

改正前の条文		改正後の条文	
別表（評議員選任規程第2条関係）		別表（評議員選任規程第2条関係）	
区 分	人 数	区 分	人 数
1. 地域社会に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	21～26	1. 地域社会に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	10～18
2. 学識経験者		2. 学識経験者	
3. 社会福祉に関係のある団体の 代表者 （内訳）  商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦福祉会 等	5～12	3. 社会福祉に関係のある団体の 代表者 （内訳） 社会福祉事業実施法人 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動関係者 ボランティア関係者 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会 遺族会 母子寡婦福祉会 等	5～13
4. 行政関係者	1～2	4. 行政関係者	1～2
合 計	27～40	合 計	16～33
		附則 5 この規程は、令和7年度定時評議員会終結時から施行する。（改訂第147号）	

## 議案第3号 令和6年度 社会福祉事業区分 収支補正予算（案）について

### <提案理由>

本会の令和6年度収支について、法人全体では特に大きな問題は発生しておりませんが、以下の理由から当初予算編成時と実際の執行に差違が生じ、一部の収支項目について執行計画の見直しを行う必要があることから、次項の通り、令和6年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)を編成いたしましたので、審議の上、決議願います。

### ○補正理由

- (1) 本会正職員の退職により、当初予算計上時から不用になった人件費支出及び職員設置費助成金収入の減額。
- (2) 福祉活動基金について、積立金の取り崩しはせず繰入金（法人内部の資金移動）で対応するための予算額の変更。

令和 7 年 3 月 2 8 日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和 7 年 3 月 2 8 日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

議案第4号

令和7年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

<提案理由>

「第6次地域福祉活動計画（令和7年度～11年度）」に基づき、令和7年度本会事業計画(案)を、別添「令和7年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり作成しました。

審議の上、決議願います。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和7年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

議案第5号 令和7年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第6号 令和7年度 公益事業区分 収支予算(案)について

<提案理由>

令和7年度事業計画に基づき、社会福祉事業区分及び公益事業区分の令和7年度収支予算(案)を、別添「令和7年度事業計画書及び収支予算書(案)」のとおり編成しました。

なお予算編成にあたり、神栖市からの法人運営費助成金について、社協職員設置費助成金、社協運営費助成金、社協事業費助成金の助成要望を行った結果、いずれの助成金についても要望額（助成金総額89,651千円。前年比17,720千円減）のとおり内示を頂いております。審議の上、決議願います。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和7年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

## <資料> 本会定款、規程等 (抜粋)

### < 定 款 (令和4年4月 改定) >

#### (評議員の定数)

第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

#### (評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

#### (評議員会の構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (評議員会の権限)

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 予算及び事業計画の承認

(7) 定款の変更

(12) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (評議員会の招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

#### (評議員会の議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

#### (評議員会の決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

#### (評議員会の議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

#### (役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上18名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(理事会の構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局及び職員)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神栖市長の認可を受けなければならない。

< 役員選任規程 (平成29年4月 一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第21条に規定する役員の選任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事)

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

(退任)

第4条 前2条の規定により、公職又は施設、団体等からの選出で役員となった者が、任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは、役員の職を退任するものとする。ただし、定款第18条に定める定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

< 評議員選任規程 (令和3年6月 一部改訂) >

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第9条の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第2条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第3条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(評議員の退任)

第6条 公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を退任するものとする。ただし、定款第6条に定める評議員定数に足りな

- くなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 2 前項の規定に基づく退任は、委員会の決議を要しない。

＜ 経理規程 (令和2年10月改訂) ＞

(予算の基準)

- 第12条 本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。
- 2 予算は、第4条第5項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
  - 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

- 第13条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(予備費の計上)

- 第15条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を経、評議員会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(補正予算)

- 第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。



議案第7号

補欠役員(理事)の選任(案)について

<提案理由>

現在理事である日高篤生理事（行政関係者）が令和7年3月31日で役職交替となるため、後任の理事について、定款第21条第1項及び役員選任規程第2条の規定に基づき、別紙（案）のとおり、選任するものです。

令和7年3月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

令和7年3月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
令和6年度 第3回 評議員会

令和6年度第3回評議員会

議案第7号資料（令和7年3月28日提出）

理事選任案

前任者		後任者選任案	
氏名	選出区分(就任期間)	氏名	選出区分(就任予定日)
ひだか とくお 日高 篤生	行政関係者 (R06.04.01～)	あさの あけみ 浅野 明海	行政関係者 (神栖市福祉部長) (R07.04.01～)

※ 任期：令和7年度定時評議員会終結時まで（残任期間）